

「佐世保市消防長及び消防署長の資格に関する条例(案)」のパブリックコメントに寄せられたご意見と回答

実施期間：平成26年10月2日(木)～平成26年10月31日(金)

【ご意見】(原文のまま)

消防長、消防署長に消防吏員の昇格については、条例案の通りで良いと思われるが、消防団員が消防長、消防署長の登用については、現在の消防団の不祥事の連続を見れば不適格であり、条項の削除が望ましいと思われる。

消防団員を登用する条項を設けなければならないのなら、資格条件をもっと厳しく(消防長や署長のもとで数年経験を積む、消防学校に一定期間通うなど)してから、市当局や議会の委員会等で審査をして就任するような条項を設けるべきである。今回の条例案では消防団長や副団長を数年経験した者ならば簡単に消防長や署長になれてしまう印象を与える。

現実に消防団員が役所である消防局や署の長に就くことはそう起こることではないと思うが、起こらないとも限らないので、文言は慎重に考えるべきであると思う。

【回 答】

この度は貴重なご意見を賜り、誠にありがとうございます。

消防長及び消防署長の資格を定める条例を制定するにあたっては、政令で定める基準を参酌しなければなりません。本市としましては、これまでの経緯等を踏まえ協議検討した結果、消防団長等には消防長及び消防署長の任命資格を設けないこととして、12月定例会市議会に上程しました。

今後とも、消防行政のことにつきまして、ご理解とご協力の程、よろしくお願い申し上げます。